

うるおいのある水辺づくりの新しい動向

はじめに

河川を中心とする水辺空間は、人々の心と生活に潤いと安らぎを提供してくれます。特に、最近では、人々の生活環境の向上に対する関心の高まりの中で、河川の持つ自然環境とのふれあいに対する期待も極めて高いものがあります。

都市化がますます進んでいる中で、今や河川は人々にとって最も身近にあって、広い空間、水と緑のある空間、昆虫や植物、鳥など地域の自然が凝集されている空間をまるごと提供してくれる貴重なものとなっています。

建設省ではこれまでに、この様な国民の方々の様々なニーズに応えるため、人と自然に優しい川づくりを推進してきましたが、平成4年度からは、次のような施策に新たに取り組むこととしています。

1. 自然にやさしい川づくりの推進

近年、うるおいとやすらぎの生活、家族との触れ合いのある生活など、単に物質的な豊かさではなく、精神的な真の豊かさを実感できる生活が国民全般から強く求められています。このため河川については、これらの要請にこたえるべくこれまでに「多自然型の川づくり」、「河川水辺の国勢調査」等を進めてきましたが、平成4年度は、従来の施策をなお一層推進するとともに、真に豊かであるおいのある川づくりを進めていくため、自然にやさしい川づくりを推進する各種施策を実施していきます。

(1) 自然にやさしいまち・みち・かわづくりの総合的な推進

建設大臣の私的な懇談会として、「自然にやさしいまち・みち・かわづくり推進懇談会」を設置し、地域における多様な生態が総合的に存在する空間（ビオトープ）の総合的な整備促進に関する提言、自然を活かした快適な地域整備の推進に関する提言をまとめます。

また、本施策の展開に熱意のある市町村の中からモデル地域を選定し、モデル地域の市町村が行う調査研究、モデルプランの策定を支援するとともに、民間企業、地域住民の協力も得て、生態系に配慮した施策、施設整備のうち実施可能なものを試行的に実施します。

(2) 多自然型川づくりの推進

河川事業等において実施している「多自然型川づくり」を全国で引き続き実施するとともに、セミナーやシンポジウム等を開催して、各種調査研究成果、技術開発、整備手法等の交流を図ります。

(3) 河川水辺の国勢調査の推進と年鑑の発刊

全国の直轄河川を対象に、河川の魚介類、植物、鳥、昆虫、動物等の生息実態を定期的、継続的に調査する「河川水辺の国勢調査」を引き続き実施するとともに、新たに主要な1級河川指定区間についても調査を実施します。また、調査結果は「河川水辺の国勢調査年鑑」を発刊し、広く一般に公開します。

2. 魚がのほりやすい川づくり推進モデル事業の実施

河川は、魚、鳥、昆虫、植物、動物などの生物が総合的に存在する貴重な場です。近年、自然環境に対する国民の関心は高く、生態系の保全に対する要請も高まってきていることから、河川の持つ生物の生息場所としての機能をより一層ひき出していくことにより、豊かであるおいのある川づくりを推進していきます。

(1) 河川横断工作物の総点検、改良の実態

魚の住みやすい川づくりを推進するため、全国の河川横断施設について魚道の総点検を実施するとともに、遡上障害のある横断施設について、魚道の設置、改善を推進します。

(2) 魚がのほりやすい川づくり推進モデル事業の実施

豊かな水域環境の創出をより積極的に推進するため、地域のシンボルとなっている河川等について、堰、床固、ダム、砂防ダム等とその周辺の改良、魚道の設置、改善、魚道流量の確保等を計画的、試行的に行い、全国の河川等のモデルとして魚類の遡上環境の改善を積極的に行う「魚がのほりやすい川づくり推進モデル事業」を実施します。

モデル事業の実施要綱を、すでに平成3年11月に全国に通達し、平成4年3月には、多摩川、揖斐川・長良川、太田川を最初のモデル河川に指定しました。

モデル河川には、次のような河川が指定されます。

- 地域のシンボルとなっている河川
- 漁業の他、魚を中心とした親水活動、観光が活発な河川
- 魚の遡上環境改善に関する地域の熱意が高い河川
- モデル事業の実施により、大幅な魚の遡上改善が期待できる河川
- 河口から水源地まで一貫したものである河川



魚ののほりやすい川は自然豊かな水系環境

3. 水辺の並木創出事業の実施

市街地及びその周辺において、河川は自然の残されている貴重な空間であり、この河川の有する様々な機能を積極的に利用、強化していくことに期待が寄せられています。

そこで、水辺の並木整備の実施により、美しい風景を形成しつつ快適な散策空間を提供するなどうまいのある水辺環境を創出して、生活環境の向上に寄与し、地域の活性化を促進します。

河川改修にあたって、緑地帯を河岸に設け、河岸付近の強化とあわせて緑豊かな良好な水辺環境の創出を図り、あわせて水防林の形成、水防資材の確保に寄与する水辺の並木創出事業を実施します。

4. 緑の丘陵堤防整備事業の実施

我が国の社会、経済活動のかなりの部分は河川氾濫域で営まれており、水害に対する安全性を確保する方策として

は、地形的要因等から堤防整備を主に推進してきました。

しかし、高く急峻な河川堤防は往々にして市街地と水辺空間との間を遮断していますが、堤防の質的強化を図りながら緩傾斜化し、緑化を進めることにより人々に親しみやすい憩いの空間と水辺へのアプローチを提供します。

- ①堤防を緩傾斜化し、緑化を進め「緑の丘陵」状に整備することにより、堤防の質的強化を図るとともに、コンクリート護岸の見えない緑豊かな堤防を整備します。
- ②堤防強化や水防活動に役立つとともに、河川への親しみの醸成と河川空間の利用の促進を図るための標識、案内板等も備えた河川交流広場として活用できる側帯整備等を行います。

5. 水面利用施策の推進

ライフスタイルの変化、うるおいを求める人々の指向等を背景に、レジャー、市民生活等も多様化し、河川利用に対するニーズも多様化しています。

このため、河川環境の保全に配慮し、秩序ある水面利用の推進を図り、河川空間利用を推進します。

(1)秩序ある水面利用の推進

- ①水面利用計画、水面利用ルールの策定
- ②河川における船舶係留等基準の作成
- ③安全で秩序ある水面利用を図るため、河床掘削、護岸整備、安全標識の設置、水位情報施設の設置等を実施する水面利用整備事業を推進します。

(2)河川マリーナ等の整備の推進

洪水時に流速がほとんど生じない小河川における船舶の係留施設等の積極的な整備の推進を図るなど、河川マリーナ等の整備を引き続き推進します。

6.高規格堤防（スーパー堤防）と市街地との一体的整備の推進

スーパー堤防の整備は、既存の堤防の市街地側において広範に盛土を行って地盤を嵩上げし、緩い傾斜の幅広い堤防を築造するものであるため、治水安全度の向上が図られるとともに、新たな市街地整備の絶好の機会となります。

このため、スーパー堤防の整備を前提としたまちづくりの方針の策定及びそれに基づく良好な市街地整備等との一体的整備を推進することにより、水と緑のうるおいのある良好な水辺環境の創出を行うとともに、共同事業による相互の事業費軽減等を図り、安全で良好な住宅地の供給を効果的に推進することができます。

(1)スーパー堤防と市街地との一体的整備の推進

- ①スーパー堤防の整備を行う河川について、スーパー堤防の整備と併せて良好なまちづくりを行うための基本計画等の作成された土地区画整理事業等予定地区において、リバーサイドまちづくり事業計画を策定します。
- ②リバーサイドまちづくり推進協議会を運営するとともに、事業計画にもとづく多目的広場等の整備や、河川環境整備を実施します。また、リバーサイドまちづくり事業に併せて必要となる調節池については河川管理者が整備します。

(2)スーパー堤防関連融資制度の創設等

スーパー堤防の整備に関連して建築する建築物に関する住宅金融公庫の長期低利の融資を実施します。



水辺の並木は緑豊かなうるおいのある水辺環境

7. 耐水型地域整備事業の創設

閉鎖型地形の地域や大都市のゼロメートル地帯等の地形条件、土地利用状況等から氾濫水による壊滅的な被害を受けやすい地域においては、河道対策と併せて氾濫域対策を推進することが重要です。

このため、地域のまちづくりと一体となって浸水被害の防御・軽減を図る耐水型地域整備計画を策定し、避難地・避難路等にも活用される氾濫流制御施設、水防災拠点の整備、建築物のプロティ化の促進、警戒避難体制の整備等の耐水型地域整備を推進します。

(1) 耐水型地域整備計画の策定

(2) 施設整備に関する誘導支援

① 耐水型地域整備事業の創設

氾濫流の制御や的確な水防活動のための避難地・避難路等にも活用される氾濫流制御施設の整備を図ります。

② 河川改修事業による河川管理施設の整備推進。

③ 市街地整備と一体となった調節池等の整備推進。

④ 基幹都市施設の耐水化推進。

(3) 土地利用及び建築方式に関する誘導支援

① 耐水建築に対する融資

日本開発銀行等において耐水性に優れた建築方式に対して融資を行います。

② 建築基準法に基づく条例等の活用

(4) 適切な警戒避難のための体制の整備

おわりに

河川は、色々な顔を持っています。平常時は、静かで優しい恵みの河川も、洪水時ともなると我々の生命、財産を脅かす存在に姿を変えます。近年は、河川の環境に対する関心と要請が大変大きなものとなっていますが、我々の生活を支える基本には安全がなければなりません。水辺の整備はしっかりした安全に裏打ちされた上で進めていくことが必要です。そして、地域の大事な財産である川づくりは、地域の個性を生かした、地域のニーズにあった、将来に対し誇れるような川づくりとして行かなければなりません。川は、みんなのものであることを忘れないようにしたいものです。



緑の丘陵堤防はみんなの憩いの場